

富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務 の事業者選定におけるプロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務の事業者選定におけるプロポーザル方式業者選定実施要領は、本業務が価格のみによる競争ではその目的及び内容にふさわしい受注者を選定できないことから、技術力・専門性及び実績等において、最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するための必要事項を定めるものとする。

(根拠法令)

第2条 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(定義)

第3条 この要領において、プロポーザル方式とは、本業務の受注者を選定するにあたり、受注希望事業者から本業務についての提案を受け、その内容を審査した上で、本業務の履行に最も適した事業者を決定する方法をいう。

(委員会の設置)

第4条 本業務の業者選定の公平・公正性と透明性を確保するために、富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(参加資格)

- 第5条 本要領に基づく選考に参加できる者は、富田林市建設工事等条件付一般競争入札要綱（平成23年富田林市要綱第71条）第3条第3項各号のいずれにも該当しない者とする。
- 2 本要領に基づく選考に参加した者が、第11条に規定する契約締結までの間に第1項の参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(参加表明)

- 第6条 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案参加表明書（様式第1号）を提出するものとする。
- 2 様式第1号により参加の意思表示した者（以下「参加表明事業者」という）は、提案募集要項の提出書類一覧（1）提出書類（以下「提案書類」という）を提出するものとする。
- 3 提案書の提出期限は、公告の日から原則として1か月以降の日とし、委員会が決定する。

(評価基準)

第7条 提案書を採用するための評価基準は別表のとおりとする。

(提案の採否)

第8条 委員会は、参加表明事業者からの本業務に係る提案について、富田林市高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務の事業者選定審査採点票(様式第5号)の評価基準に基づき、すべての提案内容について数値化して審査を行う。

2 委員会は、審査にあたり必要がある場合には、参加表明事業者に対しヒアリング、またはプレゼンテーションを求めることができる。

3 委員会は、各委員の採点を合計し委員数で割った点(平均点)が100点(基準点)以上の参加表明事業者の中から最も点数の高い事業者を契約候補者とする。

4 委員会は、契約候補者に対し、提案を採用した旨を契約候補者通知書(様式第3号)により通知する。また選定しなかった参加表明事業者に対し、提案が不採用となった旨を不採用通知書(様式第4号)により通知する。

(業務仕様の協議)

第9条 契約候補者と仕様内容について協議し、その内容を決定する。

(契約候補者の失格と次順位者の繰り上げ)

第10条 契約候補者が辞退した場合、もしくは契約候補者が第5条第2項の規定により失格となった場合は、同項の規定に該当しない者で第8条第1項の規定により記録された評価順位が次順位のことを契約候補者として手続きを行うことができる。また、前条に規定する協議が整わない場合、もしくは提案が無効となる事由が確認された場合も、同様に評価順位が次順位のことを契約候補者として手続きを行うことができる。この場合において、すでに第8条第4項の規定により通知をしているときは、これを取り消し、改めて通知する。

(契約の締結)

第11条 第9条の規定により業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、本業務の契約を締結する。

2 前項の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。

3 本業務の遂行にあたっては、本市と十分協議し、仕様の決定、スケジュール、手法、その他必要事項を決定するものとする。

(その他)

第12条 その他の留意事項は以下のとおりである。

(1) 参加表明事業者が1社の場合においても、プロポーザルは成立するものとする。

(2) 提案書の審査合計点が基準点未満の場合は、契約候補者とししないものとする。

(3) 提案書を提出した後は、提案書の差換え及び再提出は認めない。

(4) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とし、その参加表明事業者を失格とする。

(5) 参加表明事業者は、本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)は、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。

- (6) 提案書に記載した業務担当者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 本要領の記載に定めのない事項については、提案募集要項のとおりとする。
- (8) 辞退を理由として、以後の本市入札参加資格等について不利益な扱いとはしない。

附 則

この要領は、令和7年5月2日から施行する。